

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

米沢平野地区窪田送水路対策工法検討設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業米沢平野地区窪田送水路対策工法検討設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)及び「土質・地質業務共通仕様書」(以下「調査共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営米沢平野二期農業水利事業で造成された窪田送水路で発生した漏水事故対策工法の検討を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の対象となる窪田送水路は、山形県東置賜郡高畠町大字小其塚地内で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立ち入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立ち入りについては、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

- 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。

(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

○照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

設計共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第 1-6 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る価格で受注した場合には履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1-7 条

業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。

- 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)

第 1-8 条

- 1 管理技術者は、設計共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

第 1-9 条

- 1 照査技術者は、設計共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2 設計共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が支持する業務の節目とは、次のとおりとする。

- (1) 業務計画作成時
- (2) 水理検討完了時
- (3) 比較検討完了時
- (4) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1-10 条

1 担当技術者は、設計共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-11 条

設計共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-12 条

受注者は、設計共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条

設計の基本的事項に関しては、「農業水利施設の機能保全の手引き（平成 27 年 5 月）」、「土地改

良事業計画設計基準・設計 パイプライン（令和3年6月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

上記の図書（農業水利施設の機能保全の手引き）は、以下のサイトから入手可能である。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html>

（設計条件）

第 2-2 条

作業における基本条件は、次のとおりである。

（1）基本条件

管種 硬質塩化ビニル管（VU）

管径 600mm

（2）その他の条件

- ① 管体埋設位置は農道下である。
- ② 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- ③ 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は受注者の責任において処理しなければならない。
- ④ 現地調査については、調査内容等の詳細について監督職員と打ち合わせたのち、監督職員および施設管理者と調整のうえ実施することとする。

（貸与資料等）

第 2-3 条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
報告書	平成18年度米沢平野二期農業水利事業 窪田送水路実施設計業務	1部
報告書	令和5年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 米沢平野地区鬼面川頭首工他機能診断業務	1部

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

（適用する図書及び貸与資料の取扱い）

第 2-4 条

第 2-1 条、第 2-3 条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）適用する図書と貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）適用する図書は、作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は監督職員と協議する。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙作業項目内訳表に示すものとする。

作業項目表

【調査作業】対象延長：300m

作業項目	数量	備考
現地踏査	1式	
水中カメラ調査	300m	
分析	1式	
取りまとめ	1式	

【設計作業】対象延長：500m

作業項目	数量	備考
業務準備	1式	
資料の検討	1式	
基本条件の確認	1式	
水理検討	1式	
構造計算	1式	
比較検討	1式	
概算工事費積算	1式	
図面作成	1式	
総合検討	1式	
照査	1式	
点検とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
また、既存施設との連続性を確保しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-1条、第2-3条及び設計共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

- (4) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の意見・助言を受けて実施するものとする。
- (5) 施工上特に注意する点の特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (6) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
- ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。
 - ・新技術情報システム（NETIS）は
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- (7) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
- なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
- ・「工事工種の体系化」は
https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

（業務の成果品質確保対策）

第 3-3 条

当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第 3-4 条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（2）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならぬ。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(水理検討終了段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第 5-1 条

成果物を設計共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副 2 部
- (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第 5-2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王七丁目 1 番 3 号 秋田合同庁舎 5 階
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

(要約版の作成)

第 5-3 条

報告書のとりまとめにあたっては、業務内容の要約版を作成し、報告書に閉じ込むものとする。

なお、要約版の内容は次のとおりとする。

- (1) 業務概要
- (2) 作業内容
- (3) 調査結果の要約
- (4) 設計内容の要約

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6-1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 2-2 条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 現地作業に伴う除雪や仮設工の必要が生じた場合。
- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (8) その他

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7-1 条

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて

監督職員と協議するものとする。

別紙

作業項目内訳表

【調査作業】対象延長：300m

作業項目	作業内容	作業 実施欄	備考
現地踏査	調査試験に先立ち現地踏査を行い、調査箇所 の状況を把握する。	○	
水中カメラ調査	既存空気弁からカメラを挿入し、管内面の 状況を確認する。 (調査延長：300mを予定している)	○	
分析	カメラ映像を分析し、管の欠損等の概定 を行う。	○	
取りまとめ	調査結果の取りまとめを行う。	○	

【設計作業】対象延長：500m

作業項目	作業内容	作業 実施欄	備考
業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設 について、業務に必要な確認準備を行う。	○	
資料の検討	貸与資料や既存資料等を整理し、内容を把握 するとともに、作業計画を樹立する。	○	
基本条件の確認	施設の利用状況等を確認するほか、漏水事故 要因等を含め設計に必要となる条件を確認する。	○	
水理検討	検討を予定している工法等が適用可能かを 判断するため水理条件の確認検討を行う。	○	
構造計算	水理検討の結果に基づき適用可能な工法を 複数選定し、構造計算を行う。	○	
比較検討	現場条件、水理検討、構造計算の結果等を 基に選定した工法の比較検討を行う。	○	
概算工事費積算	比較検討にて選定した工法の概算工事費積算 を行う。	○	
図面作成	概算工事費積算対象の工法について工事 施工のための図面作成を行う。	○	
総合検討	水理検討、構造計算、比較検討、概算工事 費等の検討内容について総合的な検討 を行う。	○	
照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査 を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ 及び報告書の作成を行う。	○	